

支部長殿

東京都飲食業生活衛生同業組合

理事長 原田 啓 助



東京都の休業（時短）要請協力金について

平素は、当組合諸運営に関しましては格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて現在、新型コロナウイルス感染症の発生により、各支部長・組合員様におかれましては、大変なご苦勞をなさっていることと推察申し上げます。

昨日、東京都の休業（時短）要請に関しまして詳細の発表がありましたので、新情報をお知らせいたします。ご参考にして頂き、各組合員さんへのご周知をお願い致します。。

なお、**協力金を申請する飲食業における対象業種と条件は下記の通りです。**

◎休止（休業）を要請する施設

★バー・スナック・パブ・カラオケボックス等

◎休止（休業）或いは、営業時間の短縮

★食事を提供する施設（居酒屋・小料理・割烹料理屋・専門店
ラーメン屋・蕎麦屋・寿司屋・喫茶店等）

※営業時間 5：00～20：00（アルコール提供は19時迄）

詳細は別紙

東京都感染拡大防止協力金【申請受付要項】の赤線・赤枠のところを重点的にご参照下さい。申請書類はP.6です。

◎送付資料

- ① 東京都感染拡大防止協力金【申請受付要項】（P.1～6）
- ② 東京都感染拡大防止協力金申請書兼事前確認書 **別紙1**・記入例
- ③ 誓約書 **別紙2**・記入例
- ④ 支払金口座振替依頼書 **別紙3**・記入例
- ⑤ 店頭ポスター（2種類）